

東日本大震災からの復興・復旧に向けた 政策のあり方について

東日本大震災に対して、この間自治労は、被災自治体等に対する総計6億円を超す義援金・見舞金の交付のほか、被災3県における、3か月に及ぶ多様な復興支援活動を実施してきました(全国から延べ2万余の組合員が参加)。また、自治労は、これらの復興支援活動のなかで、当該の自治労県本部や自治体組合はもちろんこと、被災自治体の関係当局とも適宜協議を行い、今後の復興・復旧に向けての意見交換などを行ってきております。

そこで、この間現地から指摘された意見・要望を踏まえ、国レベルでの支援策について、別紙の通り、問題提起をさせていただきたいと思っておりますので、政府・民主党、国会におけるご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

全日本自治団体労働組合(自治労)

3県ヒアリング等を元にした課題	あり方に関する意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被災地においては、震災以前も、強固な産業基盤があったわけではなく、全国に占める就業者シェアも減少傾向にあった。全国有数の水産業の盛んな地域であり、関連した食品産業の集積もあるが、震災前もこれらの産業は必ずしも順調ではなく、水産業の付加価値額は岩手、宮城、福島(および青森)の各県とも減少傾向をたどっていたのが実態。食品加工業についても、東北地方の太平洋側の各県ではいずれも付加価値額の減少がみられていた。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> → ・ 阪神・淡路大震災(兵庫県)の経験・教訓を踏まえれば、復旧事業だけに頼ってしまうと、一時的な(時には質の低い)「復興ビジネス」だけが隆盛し、一方で、中長期的には仕事を失ってしまう可能性がある。また、東北地方の特性や被災地の実態に即したビジョンである必要。 → ・ そこで、被災地復興にあたっては、水産業関連など地場産業や既存の地域社会をベースにしつつも、現地で高齢化が進んでいること、大規模災害を意識したまちづくりが求められていること、に着目し、財源を投入し、医療や環境(自然再生エネルギーを含む)産業の創出をめざすべきではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効求人倍率が増えているのは失業対策によるもの。国や自治体が関与した形で雇用を創出しなければ地元に残らなくなってしまう。特に、<u>水産加工業におけるパート労働者の問題など女性の雇用問題が深刻</u>である。 ・ <u>失業保険が切れる来年の3月以降に雇用問題が発生する可能性が大。</u>仮設住宅で暮らしている多くの住民は、雇用がなく、パチンコ屋が繁盛しているのが実態。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・ 雇用が確保されていない現状からすれば、失業給付等の延長措置を検討する必要があるが、左記の実態を踏まえれば、上記のような観点を見据えた、雇用創出が必要。 → ・ どのような状況にあることを踏まえ、自治体における「失対事業」として、被災地のみ適用の特例措置を講じ、被災住民の臨時・非常勤職員の採用などもあるのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産業も徐々に再開しているが、<u>漁業の基盤となる港湾の復旧が進んでいない。</u>未経験者では困難な港湾関係技術者がとりわけ求められているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・ 人口流出に歯止めをかけるためにも、産業再開に向けたインフラ整備が重要。港湾の復旧など、農林水産関連施設の早期のインフラ整備が必要であり、技術者等の人的支援に加え、財政的な措置を国として講ずる必要。

3県ヒアリング等を元にした課題	あり方に関する意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3県とも、<u>上記のインフラ整備に伴う技術者を含めて、技術職の不足が目立っている (特に、土木、建築の技師、医療職)</u>。技師、保健師は仕事の性格上、最低でも1カ月以上の期間の派遣である必要があるが、長期間であるが故に (関係自治体等からの) 人材確保が難航している。 ・ 現在被災地における固定資産税の減免措置が取られているが、来年は、<u>評価額の基準額が見直される基準年 (3年ごと) に当たる</u>。そのため、<u>税務関係については、現在、行政派遣によりマンパワーの協力が得られているが、年度末には行政派遣職員も引き上げられ、業務そのものが回らなくなる可能性が高い</u>。 	<p>→ ・ 不足している職種を中心に、継続的な行政支援が必要。被災自治体への人的支援を進めるため、全国的な自治体間の支援体制を確立するとともに、支援を行った側の自治体に対し、十分な財政支援を行うことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災自治体ごとに専門的人材を募集し確保することは困難。国 (復興庁または総務省) が、自治体からの行政支援の調整に加えて、被災自治体とも調整をし、専門職の人材の確保から派遣までを責任をもって担うという仕組みを構築してはどうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月末に、自治労宮城県本部は、県下の自治体職員 (組合員) を対象に、東日本大震災が健康や勤務に与えた影響についてアンケートを行った。回答者3652人のうち、<u>軽度と中度のうつ傾向を示した回答者が計1112人で全体の30%となった</u>。健康状態について、<u>「体調が悪い」と答えた職員が56.1%、「よく眠れない」と答えた職員が43.8%、「やる気がでない」と答えた職員が59.9%であった</u>。 ・ これは被災地の自治体全般に当てはまる事態。被災地における自治体職員は、自らもまた被災者でありながら、半年以上にわたって昼夜を問わない作業に従事し、緊張状態が続いており、これらの傾向は、被災地の自治体職員全般についても当てはまると推定される。一方で、ストレスや不安のたまった住民から連日お叱りを受けざるを得ない立場である。 ・ 自治体職員に限らず、教職員など、「職務上、その地域から逃げることができない」職種において、相当なストレスがたまっている。また、震災に遭った子どものPTSDの問題なども指摘されている。その一方で、福島を始め、彼らをケアする医療スタッフは少ない。 	<p>→ ・ どのような状況を踏まえ、政府として、まずは、メンタルヘルスに関する実態調査などを行うべきではないか。</p>

3県ヒアリング等を元にした課題

あり方に関する意見

- ・ 他自治体から行政支援職員の派遣が常態化しているが、「人口が減少しており、職員数を震災前までの水準に戻すことができない」とする自治体当局が多くある。定員適正化計画の縛りや、復旧・復興の遅れなどから事業再開に見切りをつけた企業の撤退が続いていることがその要因である。
- ・ 復旧・復興の遅れから、人口流出が始まっているが、「十分な職員の体制を整備できなければ、さらに復旧・復興が遅れることになり、そのことが更なる人口流出を招く」というスパイラルに陥ることにもなりかねない。
- ・ 大震災により、「構造改革」路線のもと、自治体における「効率化最優先・非採算部門の切り捨て」がもたらした、深刻な問題が明らかに(下記例)
 - (ア) 「平成の大合併」により他自治体に組み込まれた自治体では、十分な公共サービスや情報が提供されない事態も惹起(石巻市では、旧町単位で設置された総合支所は、合併前に比べ大幅に少ない職員で震災対応を迫られ、物資を取りに車で旧市内に向かうことができたのは、震災発生から5日目のこと)。
 - (イ) 3県沿岸部は、震災前から深刻な医師・看護師不足に悩まされていた上に、震災により300を超える病院・診療所が休・廃止状態に。医師不足が全国ワースト1だった岩手では、県立病院が果たす役割が大きいにも関わらず、経営環境の厳しさから、震災前より県立の一部医療機関で病床廃止など機能集約の動きが始まっていたところへ、震災が直撃。
 - (ウ) 南三陸町では、「地震対策や安全かつ安定的な水の供給が求められ」、「経済性・効率性の向上、サービスの質の向上をはかるため」として、2009年4月から、小規模水道事業体としては初となる包括的民間委託を行ったが、震災により、6月初めの時点で、水道水の供給率がわずか7%と、他自治体に比して、復旧が極端に遅れた。
 - (エ) 支援する側の自治体でも、要員や機材の不足が明らかに。阪神淡路大震災時の例を参考に、自治体は、行政ベースと協力して、被災地に清掃職員とパッカー車を送りこみ、ごみ収集活動の支援を計画したが、実施できず。民営化や委託等の影響により、いずれの自治体とも、直営の職員も、パッカー車をはじめとする機材も装備していなかったことが大きな要因。

- 被災自治体にあっては、人口をベースにした従来どおりの職員の定員管理に加え、復旧・復興のための特例としてプラスアルファの措置が必要。
 - ・ 復旧・復興が軌道に乗るまで、過渡的に必要なマンパワーの確保、インフラ整備などの財源を国が保障してはどうか。
 - ・ 2010年をもって、総務省による「集中改革プラン」が終了したことを踏まえ、国(総務省)による自治体の定員適正化の押しつけを行わないことが必要。
- 「大規模災害時における公共サービスのあり方」という観点から、基礎自治体を中心とした公共部門の基盤強化を図るべき。その理由は以下の通り。
 - (ア) 自治体行政・公共サービスが、国民(住民)の税金で成り立ち、また国・地方の巨額な長期債務の実態を考えれば、無駄を省き、より効率的・効果的なサービスを不断に追求することは当然のこと(ただし、地方で言えば、この間の行革努力により、プライマリーバランスは黒字基調を保っている)。
 - (イ) しかし、今回の震災でも明らかになった通り、災害時において、地域住民が頼りとするのは自治体であり、公共サービスである。自治体(職員)は、文字通りのセーフティネットとして、いついかなる時でも、住民の生命と財産を守れるよう最大の努力を注入しなければならない。
 - (ウ) にもかかわらず、災害時に、自治体がその機能を発揮できないのでは、自治体と公共サービスは、その存在意義が根本から問われることとなる。この際、発揮でない理由が、「行き過ぎた効率化」「非採算部門の切り捨て」にあるとすれば、全くの本末転倒である。
 - (エ) 逆に、自治体・公共サービスは、民間が「採算を見込めない」として参入しない(できない)地域やサービスについても、ケアをしなければならない義務を負っている。すなわち、場合によっては、赤字であってもやらなければならない業務があるということ。

3県ヒアリング等を元にした課題	あり方に関する意見
<ul style="list-style-type: none"> 福島において、<u>自治体職員は、業務のため、福島第一原発20km圏内の警戒区域内に立ち入らざるを得ない(自らの自治体の域内に戻らざるを得ない)が、被爆基準は、一般住民と同様であり、線量計ほか十分な装備もない。これにより、実際に内部被曝を起こすなどの実態がある(南相馬市や浪江町など)。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> → 警戒区域内での作業に従事した自治体職員の健康状態について、国が責任をもって検査等を実施・把握し、危険手当の支給等も検討することが必要。実際に放射能による被害を受けた場合は、必要な補償等を国、東京電力の責任のもとで行うことが必要。 <ul style="list-style-type: none"> このことは、被災自治体への他自治体からの行政派遣を円滑に行う観点からも、派遣された職員についても同様の措置が必要。
<ul style="list-style-type: none"> 福島において、除染特措法が成立し、除染が市町村の法定受託事務となることで、財源も生まれるが、一方で市が除染の義務を負うことになる。政府は、年間1ミリシーベルト以上の放射線量のところは除染するとしている。しかし、<u>現在、国からの十分な情報提供や明確な指示もない中で、住民の生命・安全を守るため、被災自治体が除染作業を実施しているのが現状。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> → 除染にかかった費用については、全額、国と東京電力が負担すべきものであり、基準、金額、スケジュールなど、その枠組みについて、早急に明らかにする必要。 <ul style="list-style-type: none"> また、除染については、一部自治体によって講習等が実施されているが、住民や民間企業などからのニーズも高い。国が責任をもって、被災自治体とも連携をはかりながら、講習等による情報発信に努めるとともに、実施のために必要な費用については、国、東京電力が負担すべき。
<ul style="list-style-type: none"> 福島沿岸部では、<u>自治体立病院の病床数は回復傾向にあるものの、依然として医師をはじめとする医療スタッフの確保が困難(避難して戻ってこない等)な状況にあり、医業収入が落ち込んだままである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> → 福島における医師など医療職の人員確保対策として診療報酬の特別加算措置を講ずるべき。